

平成 30 年度中核市市長会 プロジェクト提言内容

(平成 30 年 10 月 19 日(金)開催中核市市長会議において採択)

① 幼児教育・保育の無償化に関する提言

・ ・ ・ ・ P 1 , 2

② 「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言

・ ・ ・ ・ P 3 ~ 5

③ スポーツを核としたまちづくりに向けた提言

・ ・ ・ ・ P 7

幼児教育・保育の無償化に関する提言(案)

現在、国で検討が進められている幼児教育・保育の無償化については、施設の利用者やその運営事業者と直に接する中核市をはじめとした各自治体がその実務を担うこととなるが、中核市、運営事業者、利用者のいずれにも大きな影響が生じる。また、その財源を、消費税率引上げに伴う增收分に求めているが、この中には地方固有の一般財源である地方消費税交付金も含まれており、その使途を国が事実上指定するような政策の実施は、地方分権の観点から望ましいものではない。

しかしながら、我々中核市は、住民に最も身近な基礎自治体としての責務を果たすべく、円滑に無償化施策を実施する観点から、平成30年8月16日付け「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言」をはじめとした要請を行ったところである。この緊急提言等に基づき、引き続き、実施スケジュール等について、中核市と十分に協議し、その意見を反映しながら検討を進めていただくことを改めて求めるとともに、今後、国の予算編成等の中で検討がなされる事項について、次のとおり提言する。

1 財源確保について

無償化に際しては、システム改修経費等の事務費も含めて、地方に新たな財政負担を生じさせることのないようにすること。

あわせて、具体的な財政措置の検討に当たっては、幼児教育・保育サービスの提供の状況が中核市ごとに異なること、また、新制度未移行の私立幼稚園や公立保育所・公立幼稚園が多い中核市は財政負担の大幅な増加が見込まれることを踏まえ、幼稚園就園奨励費補助に係る国庫補助率の引上げや、公立保育所等に係る国による財源措置を行うこと。

2 待機児童の解消と保育の質の向上に係るさらなる支援の必要性について

無償化の実施に伴い、その対象とならない3歳未満児を含めさらなる保育需要の拡大が見込まれることを、大半の中核市が懸念している。無償化の実施と合わせて、これまで以上に踏み込んだ待機児童解消策や保育の質の向上に向けた取組が必要であり、財源の確保も含め、これらを一貫的に市の責任において実施すること。特に、深刻な保育士不足への対応としての一層の処遇改善等の推進、保育の受け皿としての保育所等の整備に係る補助率の嵩上げの継続について、国において財政措置をはじめとしたこれまで以上の支援を行うこと。

また、中核市では、無償化の対象となる認可外保育施設に対し、設置届の受理や保育の質の向上のための支援、指導監督等を行っている。無償化によりこれらの業務量の増加が見込まれる中、これまで以上に質の向上に向けた取組が必要であることから、保育の質の確保や子どもの安全確保に関する指導・助言を行う巡回支援指導員の配置に係る経費等について、十分な財政措置を講じること。

平成30年 一月 11

中核市市長会

中核市における幼児教育・保育の無償化に係る影響額（試算）

(単位：百万円、表示単位未満四捨五入)

	計算式	中核市合計	中核市平均
私立保育所	市基準保育料×1/4 - (国基準保育料 - 市基準保育料) ×3/4	△ 7,693	△ 142
私立認定こども園（2・3号）	市基準保育料×1/4 - (国基準保育料 - 市基準保育料) ×3/4	△ 3,025	△ 56
公立保育所・認定こども園等	市基準保育料	11,046	205
公立幼稚園	市基準保育料	1,972	37
新制度私立幼稚園（1号）	市基準保育料×1/4 - (国基準保育料 - 市基準保育料) ×3/4	17	0
私学助成幼稚園（就園奨励費）	国基準一財ベース金額が2倍になる（尼崎市試算）として推計	11,313	210
合計		13,630	252

※全中核市に対して行った基礎数値調査に基づいて尼崎市で試算。

※項目ごとに、集計可能な回答のあった中核市の数値のみを集計している。

- 中核市全体で、約**136億円**の新たな財政負担が発生。（1団体平均2.5億円）
- 特に、就園奨励補助金や公立保育所の影響額が大きく、新制度に移行していない幼稚園や公立保育所が多い中核市への財政的影響が懸念。
- 一方で、私立保育所・認定こども園については、これまで市独自で軽減していた保育料も国の無償化対象となる場合、財政負担が軽減されることとなる。
(私立保育所に限定すれば、6市を除きすべての中核市が財政負担の軽減)
- このほか、試算は困難だが、認可外施設や幼稚園の預かり保育等に係る無償化の影響も見込まれる。

消費税率引上げの使途と国・地方の配分割合

国の「経済政策パッケージ」において、消費税率2%分引上げの使途が示されているが、これは国・地方の合計値。現行法・平年度ベースで機械的に単純試算すると、国・地方の配分割合は次のとおりとなる。

消費税率引上げによる税収増		5兆円強	
使途の内訳 パッケージ 経済政策 一 ジ	教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等	2.5兆円強	○国の取り分：3.5兆円程度 地方の取り分：1.5兆円程度 (うち地方消費税1.2兆円、地方交付税0.3兆円)
	幼稚教育の無償化	1.7兆円程度	○国の取り分：1.2兆円程度 地方の取り分：0.5兆円程度 (うち地方消費税0.4兆円、地方交付税0.1兆円)
	待機児童の解消		
	保育士の待遇改善		
	高等教育の無償化		
	介護人材の待遇改善		
その他		0.8兆円程度	※中核市の地方消費税交付金増収見込額（推計値） ⇒約1,000億円
財政再建		2.5兆円強	

（参考）

社会保障財源として活用される、消費税引上げ分の5%について、

○**国分：3.46%**（国税としての消費税分3.80%、うち地方交付税法定率分▲0.34%）

○**地方分：1.54%**（うち地方消費税分1.2%、地方交付税分0.34%）

という形で国・地方へ配分がなされる。

（上記内容で国と地方の協議の場において合意し、関係法令が制定されている）

「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言（案）

日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入り、地方自治体においては、直面する人口減少問題を克服するために「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、各地域の特色を活かした様々な施策により地方創生の推進に向けて取り組んできたところであるが、東京圏への転入超過は 22 年連続となっており、深刻な状況となっている。

とりわけ、地方における 15 歳～29 歳の若者人口については、大幅に減少している一方で、東京圏では 15 歳以上の就業者が増加するなど、労働力の偏在化が一段と顕著に表れている。加えて、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、ますます東京圏への一極集中に拍車がかかることも懸念される。

このような中、地方における拠点都市である中核市では、一定の人口集積機能を備えることで様々な社会機能が成り立ち、その効果を周辺市町村へ波及させる役割を果たしていることからも、今後ますます地方都市の「人口ダム」として、近隣市町村と連携し、人口減少問題対策を講じていく役割が強く求められている。

ライフスタイルや価値観の多様化を受け、豊かな自然環境の中での暮らしや、自身の趣味・生き方が実現できる場所を求めて、東京圏から地方都市への移住を考える若者が増加傾向にある中、中核市市長会では地方への人材還流を実現するために、新しいひとの流れの受け皿となる「修学」と「就業」を両輪として連動させるとともに、地方へ多様な人材を呼び込む「地方移住」を一連的に進めていくことの必要性を確認し、共有したところである。

中核市市長会は、若者を中心とした「地方への人材還流」を実現するための積極的な措置が講じられるよう、国に対し以下のとおり提言する。

《地方における若者の修学・就業の促進》

1 特色ある地方大学と中核市の連携にかかる取組への支援の充実

地方大学は、地域内外から人材を集め、育成し、地域へ供給する役割を果たすとともに、地域課題の解決に向けたシーズの提供を行うなど、地方創生を推進する上では欠かせない存在となっている。

各中核市においては、大学設立・学部設置の支援をはじめ、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」などを通じ、官学連携による様々な取組を展開しているところである。また、国が新たに進めている施策は、地域における大学振興及び若者の雇用機会創出による若者の修学・就業の促進を図るものであり、中

核市の抱える課題の解決に大きく寄与するものであることから、中核市と大学が今後もより一層連携し、地域における産業振興や特色ある地方大学づくりを通じ、地方創生の取組を長期的に進めることができるよう、施策の拡充を図られたい。

2 地方における就業の支援

地方の高校・大学の卒業者の多くは、雇用条件や労働環境が整備されている東京圏への就職意向が強いことから、多くの中核市においては若者の地元定着率が低迷し、東京圏への人材の集中に更なる拍車をかけるなど、地方における人材確保は厳しい状況となっている。

これらの解消に向けて、社会情勢にあった雇用関係助成金の柔軟な制度の見直しを図るなど、地方企業が若者の求める雇用条件や労働環境の整備等に、より積極的に取り組むことができるような支援措置を講じること。また、措置を講じる際は、地方の財政負担を最小限にとどめること。

3 企業の地方拠点の強化や本社機能の移転支援

地方への人材還流を実現するためには、東京圏への一極集中の是正と地方経済の活性化を実現し、地方における安定かつ良質な雇用を創出するとともに、若者の地元定着率を高める必要がある。

国としても地方拠点強化税制を整備し、企業の東京 23 区からの本社機能の地方移転・地方にある企業の本社機能の強化支援に取り組んでいるものの、現時点では制度の利用は一部の企業にとどまっているのが現状である。

については、地方への企業の本社機能の移転や拡充を促進するために、政府関係機関の地方移転を着実に推進することにより、企業等の地方移転への潮流を起こすこと。併せて、企業側のメリットとなる直接的な財政支援と、地方拠点強化税制の期間延長及び更なる要件緩和を図られたい。

《地方移住の推進》

1 地方移住希望者への支援

大学進学や就職をきっかけとした東京圏への若者の流出を抑制し、若者を地方へ呼び戻すためには、地方都市での暮らしの魅力を広く発信するとともに、大都市圏と地方との経済格差を是正し、若者が地方移住に踏み出すためのインセンティブとなるような支援が必要となる。

国は平成 30 年 6 月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」を策定し、わくわく地方生活実現政策パッケージにおいて、若者を中心とした U I J ターン対策の抜本的強化を掲げており、若者等が夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを加速化させるために、東京圏から地方へ移住して就職・起業する者に対する

給付制度を創設する方針を示している。

については、地方との連携の下、国が先頭に立ち、地方生活の魅力を積極的に発信するとともに、地方の財政負担を最小限にとどめた、地方移住希望者の就業に向けた地元企業とのマッチングや起業に対する実効性の高い支援措置を講じること。

2 地方移住のための居住環境等の整備

地方への人材還流を実現するためには、居住環境等の整備が重要であり、地方は空き家の掘り起こしや空き家バンク制度の創設、国の補助制度を活用した空き家改修等に取り組んでいるところである。

しかしながら、地域の実情として、空き家所有者の把握が困難であることや、空き家の改修にかかる所有者負担が大きいことなどから、空き家活用の理解を得られないなど、空き家を活用した居住環境等の整備に苦慮している状況にある。

のことから、必要に応じて専門家等と連携した建物所有者情報の利用・提供に関する仕組みの構築に向けた支援など、より実効性の高い支援措置を講じるとともに、空き家の利活用促進を目的とした耐震改修やリフォームに対して、さらなる財政措置の拡充を図られたい。

3 地域との多様な関わりの促進

近年、移住という形にこだわらず、地域や地域の人々と多様な関わりを持ち、地域の応援団となる「関係人口」が注目されている。中核市の中でも、東京圏の大学や友好・姉妹都市との交流、さらには専門的な人材確保のために海外にまで視野を広げた多様な関係人口づくりに取り組んでいる自治体もある。

将来的な移住の可能性を広げるためには、直接的な移住のみならず、「交流」や「関わり」に視点をおいた関係人口づくりに向けた取組も今後重要なと考える。

については、東京圏等に暮らす住民が「関係人口」として地域の応援や地域の課題解決に向けた取組に積極的に関わることができるように、その実施に伴う財政措置をはじめとした十分な支援策を講じること。

平成30年10月　日

中核市市長会

スポーツを核としたまちづくりに向けた提言（案）

世界最大級のスポーツイベントである「ラグビーワールドカップ2019」、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「ワールドマスターーズゲームズ2021関西」が連続して開催される、いわゆる「ゴールデン・スポーツイヤーズ」の到来に向けて、スポーツ産業には、今後、我が国の基幹産業の一つとして成長していくことが期待されており、プロスポーツの活性化、スタジアム・アリーナへの投資、健康寿命の延伸や体力づくり志向の産業拡大等への関心も高まっている。

これに呼応するように、昨年3月に国が策定した第2期スポーツ基本計画においては、スポーツを通じた経済・地域の活性化を図るための具体的な施策を示し、「スポーツを通じた地域活性化」に向けて、地域スポーツコミッショナの設置数を増加させるとともに、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数及びスポーツツーリズム関連消費額を拡大することを、「スポーツの成長産業化」に向けて、スポーツ市場規模を5.5兆円（2012年）から15兆円（2025年）に拡大することを目指として掲げている。

一方、地方自治体においては、地域に密着したプロスポーツチームの公式戦や各種スポーツ競技の国際大会、スポーツを観光資源としたイベントを開催するなど、地域活性化を図るための取組を積極的に推進してきたところであるが、この好機を逃さず、これまでの取組を更に継続・発展させ、事前キャンプ等を通じた大会参加国や地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るなどして、地域の「レガシー」を創出することが求められている。

また、これまでに整備された公共施設等の多くが老朽化し、更新時期を迎える中、スタジアム・アリーナの新規整備だけではなく、既存のスポーツ施設の維持管理や改修、更新に要する多大な財政負担が大きな課題となっている。

については、スポーツを核としたまちづくりを推進し、経済・地域の活性化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

- 1 スポーツを核とした地域の活性化、スポーツの成長産業化及びスポーツ参画人口の拡大の実現に向け、即効性かつ実効性を有する具体的な施策を次年度の未来投資戦略へ明記すること。
- 2 地域資源を生かしたスポーツイベントの開催や国際規模の大会・合宿の誘致等による交流人口の拡大と地域の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対して、財政的な支援を講じるとともに、地域におけるスポーツコミッショナの設立やスポーツツーリズムの資源開発、経営的に自立したスポーツ関連組織の創出等に向けた取組を継続的に支援すること。
- 3 スポーツ施設の集約・複合化等による公共施設の総量の最適化に取り組みながら、地域交流の拠点となるスタジアム・アリーナの整備等を通じてまちづくりや地域スポーツ振興を推進している地方公共団体に対しての財政的な支援を講じるとともに、老朽化した施設が多くある中、効率的かつ効果的な施設整備及び収益力のある管理運営の実現に向け、民間の資金や経営能力、技術力の積極的な活用を進める地方公共団体の取組を後押しするため、優遇税制の導入や資金調達に対する支援等、民間事業者等の参入を促進する実効性の高い支援策を検討すること。

平成30年 月 日
中核市市長会

